

地域の会

～ 5月定例会・6月定例会 概要 ～

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。



7月4日 長岡技術科学大学生との対話集会
(長岡技科大にて)

会長による基調講演

今後の「地域の会」定例会の開催案内 ※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

第183回定例会

日時：平成30年9月5日(水) 午後6:30～8:50
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

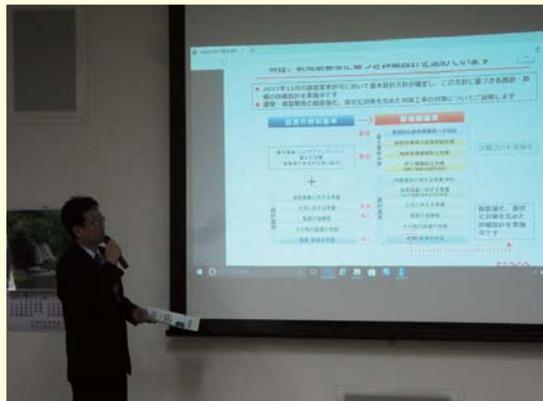
第184回定例会

日時：平成30年10月3日(水) 午後6:30～8:50
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

会は公開で行われています。傍聴はお気軽にお越し下さい。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。 <http://www.tiikinokai.jp>

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉液状化影響の検討方針について



前回定例会以降の動きについて各オガバーから報告を受け、質疑応答を行った。その後、東京電力から「柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の液状化影響の検討方針について」説明を受け、質疑応答や意見交換を行った。

〔前回定例会以降の動きについて〕

Q 福島県の廃炉作業では外国人を使っているがなかったと報道されている。外国人に頼らなければいけないような状況なのか。働く方の実態と補充についてききたい。

東京電力

先般の報道については、福島第一での就労を認めていない外国人の技能実習生が廃炉作業に従事していたことが問題であった。人手不足ということではなく、海外の方も非常に有能な方が廃炉作業に活躍していただいているという認識である。

Q

線量が限界になり、働けないという人は年間どのくらいいるか。

東京電力

年間の被ばく制限は50ミリシーベルトで、かつ5年間で1000ミリシーベルト。年間で20ミリシーベルトを平均として作業員の被ばく管理がされており、働けなくなるということがないように管理されていると認識しているが、被ばく線量が限界で作業から離れなければいけないという人の具体的な数字は把握していない。

〔柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉液状化影響の検討方針について〕

Q

新潟県の地盤は液状化が起こりやすいのではないか。この近辺

にはどのような特徴があるのか。

東京電力

新しい平野、埋戻しされた広い場所などは液状化しやすいことが学会などのまとめで分かっている。新潟は信濃川の河口で新しい砂地が広がり、新しい地層が深いところまで続いているため比較的液状化の可能性が大きい場所と認識されている。液状化の可能性があるから悪い場所ということではなくそれぞれ状況を考えて対応しなければならぬ。

Q

そもそも設置変更許可の審査の中で今回のフィルタベントの液状化対策工事が必要だったということか。

東京電力

設置変更許可までの段階で耐震設計の基本方針などを見ていただいた。その中で審査対象の代表としては選ばれなかったということ。そういうことも含めて説明すべきだった。決して出し惜しみや意図的なものがあったわけではなく、結果として今そうなることとご理解いただきたい。

Q

東京電力はこれまで一貫して「十分な構造強度を有している見通しを得た」と説明し、3月の配布資料には「必要な構造強度を確保できる見通し」とあった。意味が少し違うのではないか。適合性審査のヒアリングでそういう説明をしてきたのか。

東京電力

直接対応していないので、審査の中でのやり取りを正確にはお答えできないが、何か意図を含んだわけではなく、「合格をもらえるであろう見通しが得られた」ことを説明したかった。

Q

2月14日の規制委員会での定例記者会見で、フィルタベントへの液状化対策の必要性について「新たにわかったことだ」という受け止めはしていない」との更田委員長発言はどういうことなのか。フィルタベントは新規制基準の中では一番強調して挙げられた施設なのに、なぜ液状化の影響

について設置変更許可の審査は素通りしたかたちになったのか。

規制庁

● 設置変更許可の審査における基本設計方針の確認ではフィルタベントを選ばなかったのは事実。しかし、具体的に地震でフィルタベントが有する機能を喪失するか、しなやかという詳細設計は今後の工事計画認可の審査でしっかり確信していく。

● 設置変更許可の審査で荒浜側の防潮堤については全部確かめられた。しかし、フィルタベントについては基礎まで検討すべきだったのに、設置変更許可の審査で素通りさせておいて詳細設計になって確認しますよ、というのには本筋に規制側立っているのか不信感を覚える。

Q

フィルタベントの近くの液状化を無視して、当初から無対策だったのか。

東京電力

液状化対策の必要性を判断して説明したのは最近だが、評価・検討して準備を始めたのは

もう少し前。決して無頓着だっただけではない。示し方や説明の仕方が十分ではなくもつと考えるべきだったと思う。

Q

柏崎刈羽は全域に液状化の可能性があるところが散らばっているところと聞いた。地盤改良のために重機を使うと大きな振動があるので影響はないのか。重要施設に炉建屋の脇での工事実績はあるか。

東京電力

大きな重機だが発生する振動は小さい。必要に応じて振動を測定したり、施工の方法を変えるなど配慮をしながら設備に影響を与えないことを大前提に工事を進めている。

● 液状化の問題もそうだが、福島の問題もあと30から40年で廃炉にできるとは思えない。核燃料サイクルのため使用済核燃料を青森県むつ市に移動してもその先の見通しが立つとは到底思えない。できないことをできる、という前提でやっていることの無理がきていると思う。

6月

平成30年 6月6日(水)

180回定例会

出席者 18名(欠席1名) 場所 柏崎原子力広報センター(研修室)
オナー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当官事務所(資源エネルギー庁)、東京電力HD(株)

新規制基準による適合性審査の流れについて



前回定例会以降の動きについて各オプザーバーから報告を受け、質疑応答を行った。その後、原子力規制庁から「新規制基準による適合性審査の流れについて」説明を受けた。質疑応答や意見交換を行った。

〔前回定例会以降の動きについて〕

Q

中央制御室の空調ダクト腐食の件で、全国の沸騰水型原発で同様の状況が確認されていると報道があった。原因は何か。

東京電力

腐食のあった箇所は外気の取り入れ口で塩分、湿分の影響を受

けやすい場所。加圧水型原発ではプレフィルタを設置しているところもあるが、柏崎刈羽原子力発電所には付いていない。調査の結果を踏まえて点検頻度などを確認し、対応を考えている。プレフィルタの設置については今後検討したい。

Q

ダクト腐食の件は、点検は日頃から行われていたのか。遮断器が動作しなかった件については、潤滑剤を定期的に入れるなどのメンテナンスは入ったのか。マニュアルはあったが、その通り実施していなかったのか。

東京電力

ダクトについては、外気の取り入れ口が影響を受けやすいため、腐食が確認されたものは定期的に交換しているものもあった。点検については、中央制御室の気密性を確認することで、居住環境に問題がないことを確認している。遮断器は、4回の定期検査ごとに1回点検することとしているが、中越沖地震以降、原発は長期間止まっているので、点検を78ヶ

月ごとに実施するように見直すことになり、今回はそのための前点検を行っているとところであった。

Q 中央操作室の気密性が保たれない恐れがあるとの報道があったが、安全性への影響はどうか。また、その安全に対する評価は誰が行うのか。

東京電力

事故等が起きた場合、放射能高という信号で隔離弁が閉じ、中央操作室の空調がチャコールフィルタを通り循環するといったモードに切り変わる。中央操作室の居住性には影響がないという評価をしている。また、腐食孔についてはすでに仮補修し、動かそうとする場合には交換を行う。

●写真では腐敗している様子が一目でわかるほどなのに、なぜ見つからなかったのか。こうなるまでわからないで済ませるといふ体質が一番問題である。

Q

第5次エネルギー基本計画案について、再エネによる主力電源

化を目指すというが発電量の何%を目指すのか具体的なことは明示されていない。さらにパリ協定でCO₂排出量の80%削減を宣言しながら、石炭火力をベースロード電源にするなど矛盾している。なぜこのような基本計画を立てたのか。

エネ庁

現在、安定的かつ効率的なエネルギー供給構造を一手に支えられる単独の電源種はない。バラバラのよいエネルギーミックスを実現することが必要。2050年に向けては、技術革新の不確実性や状況変化の不透明さに伴い予測困難などところがある。このため、CO₂削減80%と野心的な目標を掲げつつ、常に最新の情報に基づき重点を決めていく複線的なアプローチが必要。柔軟性をもって進めていくことが必要であり、目標数値は示していない。

【新規規制基準による適合性審査の流れについて】

Q

規制庁は国全体に原子力規制に関する情

報を伝えていかなければいけない立場。地域の皆さんに国が説明をするんだという努力をもっと見せてほしい。

規制庁

皆さんに分かり易い説明を行っていくために、規制庁にある広報室に11月予定の情報共有会議なども利用して、働きかけていきたい。

●昨年12月27日の規制委員会による「設置変更許可」について、「事実上の合格」というマスコミの表現もよくない。合格ではなく次のステップ（工事計画認可）に進んでいいということが証明された、と理解していただくような努力をお互いにしていかなければいけない。

●万が一の事故があった時にも住民は避難しなくてもいい、というのが住民としての理想。規制庁の方々にはできるだけそこを目指していただきたいと思う。

●新規規制基準では事故時の放射性物質の放出を1000テラベクレル以下に抑え

るといふのはセシウムの値であって、希ガスの総放出量に制限はないとされている。国は希ガスの放出量には制限をしていないという正確な情報を用いて説明すべき。それをなくして、住民の本当の安心などありえない。

【その他】

●ベストミックスの理由、賦課金についても専門用語で言い包めるのではなく、わかりやすく住民に寄り添った説明をしてほしい。

●規制庁の安全を迫る姿勢はぜひ続けてほしい。原子力の在り方や是非などはエネ庁の役割ではないか。東京電力のダクト腐食の問題は、気付けなかった仕組みに問題がないか、追及してほしい。

●東京電力は安全対策などについて、今こういふことをやっているというのを写真などで見せてほしい。従来知見を超えた位置に新しい基準を設定して、災害が起こらないことを目指してほしい。

編集後記

急遽行われた新潟県知事選挙は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題が最大争点とされたが、与野党の対立に擬えられた2人の候補の主張に大きな違いは見いだせなかった。3つの検証を継続し、その結果を受けて再稼働の是非を県民に問うという点は具体的な手法の違いはあっても同じである。

当会4月定例会の意見で示されたように3つの検証作業の妥当性には様々な意見がある。加えて、是非を問われる我々県民に対しても検証結果の十分な理解のための丁寧な説明が求められる。

●県民の安全のため再稼働の判断に厳しい姿勢で臨むのは当然の事ではあるが、その県民自身に判断の一端を委ねるといふ選択をした新潟県には、その事実をしっかりと受け止めた上での誤りのない対応を望みたい。

(石坂副会長)

